

令和3年9月2日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和3年9月2日(木)
9時00分～9時45分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第 17号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件
議案第 18号 農地法第5条の規定による許可申請について 6件
議案第 19号 農用地利用集積計画の制定について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 非農地通知について
3) 業務報告・予定
4) その他連絡事項

出席委員 18名

1番 宇川 傳 治	11番 石丸 正 明
2番 田 悟 敏 子	12番 谷 口 修
3番 中 村 重 樹	13番 宮 西 勝 昇
4番 坂 田 信 一	14番 加 賀 谷 良 雄
5番 日 光 善 治	16番 碓 善 秋
6番 三 輪 和 雄	17番 木 村 鉄 雄
7番 吉 江 秀 一	18番 沼 田 吉 雄
9番 西 尾 和 三 郎	19番 渋 谷 忠 司
10番 多 田 博 次	20番 唐 島 隆 夫

欠席委員 8番 前 田 真 一 郎 15番 高 田 太 衛

令和3年9月2日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	<p>皆さん、おはようございます。時間になりましたので、総会を始めさせていただきますと思います。早くも9月に入り、早稲の刈り取りの時期になりました。本日、皆さんには早朝から総会にご出席していただき、ありがとうございます。お盆明けの長雨と日照不足により、今年の作柄はどうかと心配しておりましたが、天気も回復してきて、どうにか平年並みの作況になるのではないかと考えております。</p>
会長	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会9月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は18名全員で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席委員は、前田委員さん、高田委員さんとなっております。本日の議事録署名委員を指名いたします。10番の多田委員さん、11番の石丸委員さんをお願いいたします。それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第17号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 計1件</p> <p>○議案第18号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 計6件</p> <p>○議案第19号 「農用地利用集積計画の制定について」</p> <p>以上、3件の付議議案となっております。それでは議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号10番は、贈与により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は14筆で、合計面積は7,124㎡となっております。譲渡人は亡くなられた〇〇さんの相続財産管理人である、弁護士の〇〇さんです。譲受人が〇〇さんです。位置図については、1ページから12ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしている</p>

	<p>ものであります。併せて、裁判所の許可も得ております。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号10番について、調査報告をお願いいたします。</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>それでは、報告いたします。今までにないレアな件でしたので、個人情報等の取り扱いにはお気を付けいただきたいと思います。譲渡人の〇〇さんは、病弱で施設に入所されておりました、〇〇さんと〇〇さんの2名を法定後見人として設定されておりました。〇〇さんのご実家の元々の所有者は〇〇さんで、昭和51年に亡くなられております。それで、その財産を〇〇さんと〇〇さんが相続されていましたが、〇〇さんは平成15年にお亡くなりになりました。そのため、ご自宅は空家状態で、本宅はすでに解体、撤去されて、現在は〇〇さんが畑として利用されております。〇〇さんは、平成元年11月1日にお亡くなりになり、この時に相続財産管理人ということで、〇〇弁護士が裁判所の許可を得て、財産の管理をされております。〇〇弁護士から、こちらの土地を法定後見人である〇〇さんに引き受けてほしいと、再三の要望があり、今回それを了承されました。この総会では、農地だけの許可申請になりますが、その他の畑となっている宅地の部分もすべて〇〇さんが贈与されました。〇〇さんと〇〇弁護士が所属しておられる〇〇に確認を取りまして、こちらのお話を伺いました。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。</p>
<p>会長</p>	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第17号については「承認」としてよろしいですか。</p>
<p>全委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは「異議なし」として、議案第17号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案第18号の「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より説明していただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第18号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書2ページから5ページをご覧ください。</p>

	<p>受付番号15番は、賃貸借権の設定ということで、賃貸人が〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんの計3名、賃借人が〇〇です。申請地は〇〇294-1外4筆、登記地目は田で、5筆の合計面積が12,516㎡、砂利採取のため一時転用を行おうとするものです。位置図については、13ページから17ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号15番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは報告いたします。譲渡人は、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんの3名、譲受人が〇〇です。申請地は〇〇294-1、295、296-1の一部、301-1、302-1の一部の5筆で、合計面積が12,516㎡です。土壌改良を目的とした砂利採取です。期間は令和3年10月1日から令和5年9月30日まで一時転用をして、期間内に埋め戻しをし、原状復帰をして当該農地を返還する予定です。なお、農地の整地、作付け等に支障のないように万全を期すということです。〇〇は何件もの実績があるので、問題はないと思います。宅地部分の排水等、支障のないようにするという事です。立て看板、防護柵、バリケード、土砂の水切り、ダンプの出入り等の管理も徹底されますので、特に問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、次に、受付番号16番について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>受付番号16番は、賃貸借権の設定ということで、賃貸人が〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、の計4名です。賃借人が〇〇です。申請地は〇〇192-1外20筆、登記地目は田で、21筆の合計面積が14,375㎡、砂利採取のための一時転用を行おうとするものです。位置図については18ページから22ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>

会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号16番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	申請地は〇〇で、譲渡人が〇〇の〇〇さん、〇〇の〇〇さん、〇〇の〇〇さん、〇〇の〇〇さんです。譲受人が〇〇です。〇〇さんと〇〇さんは〇〇に委託されており、〇〇さんと〇〇さんは〇〇に委託されております。転用目的は砂利採取で、水はけが悪い等の理由から、今回土壤改良を目的としたものです。耕作者の〇〇、〇〇、自治会、土地改良区、近隣住民の方の同意書も提出されております。ご審議よろしく申し上げます。
会長	ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、次に、受付番号17番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号17番は、所有権の移転ということで譲渡人が〇〇さん、〇〇さんの計2名、譲受人が〇〇です。申請地は〇〇1107-1外2筆、登記地目は田で、3筆の合計面積が4,730㎡、駐車場敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、23ページから26ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。</p>
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号17番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	それでは報告いたします。譲渡人は〇〇の〇〇さん、同じく〇〇の〇〇さんの2名です。譲受人は〇〇です。現在、〇〇では従業員用の駐車場が60台ほど足りないということで、かねてより駐車場を拡張したいということでした。位置図の26ページをご覧ください。雨水は敷地の周りに側溝を設けて、用水に傾斜をつけて流すということです。〇〇の自治会長、近隣住民の同意書も提出されております。よろしく申し上げます。
会長	ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。

会長	無いようですので、次に、受付番号18番について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<p>受付番号18番は、使用貸借権の設定ということで、貸人が〇〇さん、借人が〇〇さん、〇〇さんのご夫婦になります。〇〇さんは〇〇さんの娘になります。申請地は〇〇1156-1、登記地目が田で、面積が296㎡、農家分家住宅敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、27ページから29ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号18番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	それでは報告いたします。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん、〇〇さんです。〇〇さんは〇〇さんの娘さんです。同居されていましたが、双子のお子さんが生まれたそうで、お住まいが手狭になり、申請地に家を新築したいということです。位置図の29ページをご覧ください。雨水は自然勾配で側溝に流し、生活排水は〇〇線の側溝に排出します。自治会や近隣住民の同意書、土地改良区の意見書も提出されております。よろしくをお願いいたします。
会長	ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。
〇〇委員	位置図の28ページの、赤枠の隣にある富山県所有の1156-3は、現況は田でしょうか。
事務局	この1156-3は道路ですが、法務局の登記地目は田のままとなっております。
〇〇委員	誰が地目変更をするのですか。
事務局	所有者である富山県になります。
会長	他に無いようですので、次に、受付番号19番について、事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>受付番号19番は、所有権の移転ということで譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇です。申請地は〇〇578、登記地目は田で、現況は荒地です。面積が470㎡、駐車場敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、30ページから33ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号19番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>申請地は〇〇の裏側になります。〇〇では以前から従業員の駐車場が足りないということで、今回〇〇さんの土地を譲り受けることになりました。計画では11台で、まだ足りないとのこと。雨水は地面へ自然浸透になります。ご審議、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、次に、受付番号20番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号20番は、使用貸借権の設定ということで、貸人が〇〇さん、借人が〇〇さん、〇〇さんのご夫婦になります。〇〇さんは〇〇さんの娘になります。申請地は〇〇77-3、登記地目は田で、現況は宅地です。面積が145㎡で、住宅敷地への転用を行おうとするものです。こちらは、平成元年頃から一般住宅敷地として違反転用されておりました。〇〇さんの叔母夫婦が使用していましたが、叔母夫婦が亡くなられたため、平成22年に〇〇さんが相続されました。今回、これまで建っていた建物を取り壊し、新たに娘さん夫婦の住宅を新築したいということで調べたところ、違反転用だということが判明したものです。位置図については、34ページから37ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可条件に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号20番について、調査報告をお願いいたします。</p>

〇〇委員	<p>それでは報告いたします。申請地は、〇〇の東駐車場の中にあります。地目は田ですが、現況は宅地です。宅地の一部で駐車場に貸して余った所が土盛りしてあり、庭のようになっています。その時に転用申請が漏れたということです。〇〇さんという方が住んでおられましたが、既に亡くなられており、現在は空き家です。相続をされて、〇〇さんが所有されております。今回、〇〇にお住まいの〇〇さん夫婦の新居を、今ある既存の建物を解体して、新築したいということです。違反転用ですので、始末書や自治会長さんの同意書等も添付されています。ご審議、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等はありませんか。</p>
〇〇委員	<p>77-2 は、すでに転用されていますか。</p>
事務局	<p>77-2 は家が建っており宅地となっております。77-3 が登記地目は農地のままで、違反転用です。77-2 と 77-3 を合わせて、〇〇さんの家を建てたいということです。</p>
〇〇委員	<p>77-3 は、今回分筆されたということですか。</p>
事務局	<p>平成元年に分筆され、片方の土地である 77-1 は〇〇の駐車場敷地として現在まで利用されており、残った 77-3 が庭となっております。</p>
会長	<p>他に無いようですので、「異議なし」として議案第 18 号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第 18 号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案第 19 号の「農用地利用集積計画の制定について」事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第 19 号の「農用地利用集積計画の制定について」ご説明いたします。6 ページをご覧ください。小矢部市長より農用地利用集積計画</p>

	<p>の制定について諮問がありました。</p> <p>内訳につきましては、7ページの利用権設定集計にありますように、「10年以上」の利用権設定が7件で、面積が29,468㎡でありすべて新規で7件となっております。</p> <p>「6年以上10年未満」「3年以上6年未満」「1年以上3年未満」はありません。申請の内容は8ページと9ページに記載のとおりです。配分先は別紙にて記載しておりますので、ご確認ください。</p> <p>これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上です。</p>
会長	<p>それでは、ただいまの件についてですが、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので「異議なし」として議案第19号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは、「異議なし」として、議案第19号については「承認」といたします。</p> <p>これで、付議議案はすべて終了いたしました。</p> <p>協議事項はありません。次に報告事項について事務局より説明していただきます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>報告事項説明</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2) 非農地通知について 3) 業務報告・予定 4) その他連絡事項
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
〇〇委員	<p>10月6日はどのような服装ですか。</p>
事務局	<p>総会前に農地パトロールを実施いたしますので、作業着等の動きやすい服装でお願いします。また、次回の総会の開催案内でもお知らせいたしますが、帽子、腕章、長靴、あとは雨天時には雨具のご用意もお</p>

	願いたします。農地パトロール後は、こちらに戻って総会となります。
〇〇委員	10月いっぱいはクールビズですか。
事務局	10月いっぱいの予定です。
会長	他に無いようですので、本日の案件については全て終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。 閉会の挨拶を日光職務代理よりお願いします。
職務代理	本日もお忙しい中、総会審議ご苦労様でした。農繁期ですので、皆さまには事故などのないように注意していただき、高品質な作物を作っていただきたいと思います。これをもちまして9月の総会を終了させていただきます。皆さま、ご苦労様でした。
	— 9月総会終了 —

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和3年9月2日

会長 宇川 傳 治

議事録署名委員 10番 多 田 博 次

11番 石 丸 正 明